

Attention

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、

- ▶お知らせした内容が変更となる可能性があります。最新の状況は、市ホームページを確認するか、担当課などへお問い合わせください。
- ▶催しなどに参加する際は、マスクの着用など感染防止対策を徹底しましょう。



Pick UP ① 春から新生活を始める皆さんへ

住所の異動届を忘れずに

進学や就職、転勤などで住所が変わったときは、期間内に届け出をしてください。

※本人・世帯員以外(代理人)が届け出をするときは、委任状と代理人の本人確認ができる書類が必要です。

問 市民課 ☎20-1337、市民生活課(福岡庁舎) ☎64-1431、伏木支所 ☎44-0481、戸出支所 ☎63-1250、中田支所 ☎36-1133

届出期間	届け出に必要な主なもの
転出局（市外に引っ越すとき）	
転出予定日の14日前から転出する日まで	印鑑登録証、国保被保険者証、国保高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証など（国外転出の場合は、マイナンバーカードか通知カードも必要）
転入届（市内に引っ越してきたとき）	
高岡市に住所を定めた日から14日以内	前住所地の市区町村長発行の転出証明書、印鑑、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（保有者で継続利用を希望する人）、年金手帳、介護保険受給資格証明書など
転居届（市内で住所を変えたとき）	
転居の日から14日以内	印鑑、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（保有者）、国保被保険者証、国保高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証など

◇本人確認を行います

住民異動届、戸籍届などの届け出や、住民票の写し、戸籍謄抄本などの証明書の請求には、虚偽の届け出や不正請求を防ぐため、本人確認ができる書類が必要です。顔写真付きの官公署発行の身分証明書は1点、それ以外の場合は2点の提示をお願いします。

- ▶1点提示…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、写真付き住民基本台帳カードなど
- ▶2点提示…健康保険証、介護保険被保険者証、公的年金証書、学生証など

3月20日(土)・28日(日)・4月4日(日)に臨時窓口を開設します

時 午前9時～午後1時 **所** 市役所本庁舎(中央玄関からお入りください)



臨時窓口

取扱業務	担当課・問合先
■転入届・転出局・転居届・印鑑登録・戸籍届などの受け付け ■住民票の写し・戸籍証明書・印鑑登録証明書などの交付 ■マイナンバーカードに関する手続き	市民課（1階）☎20-1337
■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更 ■医療費助成に関する手続き	社会福祉課（1階）☎20-1369
■児童手当・こども医療費受給資格の申請 ■保育園・認定こども園などの入園相談 ■とやまっ子子育て応援券の申請	子ども・子育て課（1階）☎20-1381
■国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金の届け出	保険年金課（1階）☎20-1374
■介護保険要介護・要支援認定の申請（転入前住所地で要介護認定を受けている人） ■介護保険受給資格証明書の交付（転出する人で要介護認定を受けている人）	高齢介護課（2階）☎20-1375
■各種税務証明などの交付 ■原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・廃車などの手続き	市民税課（2階）☎20-1263
■市税などの納付・納税相談 ■口座振替依頼書の受け付け	納税課（2階）☎20-1277
■小・中学校の転入学手続き	学校教育課（1階市民課内）☎20-1449
■住居表示に関する手続き（伏木・戸出地区は除く）	共創まちづくり課（1階市民課内）☎20-1326
■マイナポイント予約・申し込み支援	広報情報課（1階ロビー特設会場）☎20-1239

次の相談はすべて無料です。
このほかの相談についてのお問い合わせ
は、共創まちづくり課 ☎20-1327 へ。

◇弁護士の法律相談

▶3月11日(木)・18日(木)・25日(木)の13時30分～16時30分/市役所7階/定員各6人

▶3月16日(火)13時30分～15時30分/福岡健康福祉センター/定員4人

申 問 共創まちづくり課 ☎20-1327

※各相談日の前日8時30分から予約可
※電話での申し込み順。初めての人のみ

◇多重債務弁護士の相談

3月17日(水)13時30分～15時/市役所7階/定員3人

申 問 市消費生活センター ☎20-1522

◇女性弁護士の法律相談

3月26日(金)14時～16時/定員4人

所 申 問 男女平等推進センター相談室
(ウイング・ウイング高岡6階) ☎20-1811

※8日(月)12時30分から予約可

※電話での申し込み順。初めての人のみ

◇人権相談・行政相談・消費生活相談

▶3月9日(火)/市役所7階、福岡健康福祉センター(消費生活相談なし)▶15日(月)/

伏木コミュニティセンター▶19日(金)/福岡健康福祉センター(消費生活相談のみ)、

戸出コミュニティセンター(行政相談のみ)▶26日(金)/ふれあい福祉センター(人権相談なし)

※いずれも、13時30分～16時(消費生活相談は15時30分)

問 共創まちづくり課 ☎20-1327

◇消費生活相談

月～金曜日(祝日は除く)の9時～17時

所 問 市消費生活センター ☎20-1522

◇司法書士相談

3月17日(水)13時～15時/市役所8階

問 県司法書士会高岡支部 ☎28-2707

◇行政書士相談

3月10日(水)13時～15時/市役所8階

問 県行政書士会高岡支部 ☎27-3700

◇社会保険労務士の労働相談

3月18日(木)13時30分～16時/市役所8階

問 県社会保険労務士会 ☎076-441-0432

◇労働相談

3月9日(火)(労働雇用相談員)・16日(水)

(弁護士)の13時30分～15時30分/市役所8階

申 問 労働相談ダイヤル ☎076-444-9000

※1週間前までに要予約

◇税理士の税務相談

3月18日(木)13時～16時/定員6人

所 北陸税理士会高岡支部(商工ビル)

申 問 北陸税理士会富山県連事務局

☎076-422-4034

※11日(水)9時から予約可。申し込み順

◇特殊詐欺など身近な相談

問 県警本部 ☎9110

◎記号 **時**…とき、**所**…ところ、**対**…対象、**定**…定員、**¥**…料金、**内**…内容、**持**…持ち物、**申**…申し込み、**チ**…チケット、**問**…問合先、**FAX**…ファクス、**Eメール**…Eメールアドレス

引越しなどで大量のごみを処分するときは

大きな家具や、ごみ集積所に出せないような大量の引越しごみは、下記の方法で処分するか、民間のごみ処理許可事業者へご依頼ください。

問 環境サービス課 ☎22-2144

自分でごみを持ち込む場合

高岡市ストックヤードへ直接持ち込んでください。

▶高岡市のごみ分別ルールに従い、事前に分別したうえで持ち込んでください(詳しくは市ホームページをご覧ください)

時 火～土曜日の午前8時30分～午後4時30分(日・月曜、祝日、年末年始は休み)

¥ ごみの重さ10kgまでごとに100円
(特別な処理を要するものは1個につき100円か300円を加算)



ごみの分別



直接持ち込み

市に収集を依頼する場合

直接持ち込むことができない場合は、市へ戸別に収集を申し込みください。

▶ごみの量の確認や収集日程の調整が必要です。事前に環境サービス課 ☎22-2144 へご連絡ください。

▶ごみは分別して玄関先や車庫などに出しておいてください。

▶依頼が集中した場合など、希望日に収集できないことがあります。

¥ 1m³までごとに3,500円
(特別な処理を要するものは1個につき100円か300円を加算)



申し込みによる戸別の収集(臨時収集)

◇4月1日(木)から埋立処分場の受入時間が変わります

受入時間 午前9時～午後4時

受入日時 月～金曜日(祝日と年末年始を除く) ※変更ありません

所 埋立処分場(高岡市手洗野尾久保18)

みんなの掲示板

◇つばき展

内 生け花、鉢物、盆栽、切花の展示

時 4月3日(土)・4日(日)の午前9時～午後5時(4日(日)は午後3時30分まで)

所 おとぎの森館

問 つばき愛好会 ☎31-4360

◇県民カレッジ講座受講者募集

講座案内や申込書は、2月26日(金)から、県民カレッジ高岡地区センター(ホームページも可)、図書館、公民館などで入手できます。

申 2月26日(金)～3月21

日(日)(必着)に、県民カ

レッジ高岡地区センタ

ーへ。

問 県民カレッジ高岡地区センタ

ー ☎22-5787



県民カレッジ

◇宝生流能楽練習会 初級編

内 能楽の基礎の説明、お稽古、能楽鑑賞(5月・8月の2回)

時 4月～9月の火曜日午後7時～午後8時(毎月3回)

所 文化芸能館

¥ 月額1,000円

申 電話で、高岡能楽会事務局へ。

問 高岡能楽会事務局 ☎23-9622、☎090-2036-3334

◇小野ジャガイモオーナー募集

時 4月4日(日)午前9時から

所 福岡町小野地内

定 30区画(申し込み順)

¥ 3,000円/区画

申 3月1日(月)から、電話で、小野自治会(高山)へ。

問 高山 ☎090-3886-9702

Pick UP ②

スマートフォンでかんたん納付

☎ 納税課 ☎ 20-1276、水道料金センター ☎ 20-1615

4月1日(木)から、スマートフォン決済アプリで、税金や上下水道料金などを納付できるようになります。
納付書に印字されているバーコードを決済アプリで読み取るだけで、いつでも・どこでも簡単に納付できます。



税金



水道料金など

◇納付できる税金・料金など

- 個人市・県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税
- 水道料金
- 下水道使用料
- 開栓手数料
- 下水道受益者負担金

◇利用できる決済アプリ



◇利用に必要なもの

- コンビニ納付用のバーコードが印字されている納付書
- スマートフォン

◇利用方法

- ①スマートフォンに利用したい決済アプリをダウンロードする
 - ②納付に必要な金額をチャージする
 - ③決済アプリで納付書に印字されたバーコードを読み取る
 - ④支払い内容を確認し、決済する
- ※詳しくは、各決済アプリのホームページをご確認ください。

◇注意事項

- バーコードが印字されていない納付書は使用できません。
- 納付書に記載されている期限内に納付してください。
- 領収書は発行されません。
- 納付書が手元に残るので、重複した納付にご注意ください。
- 払込手数料はかかりませんが、決済アプリのダウンロードと利用にかかる通信料は、利用者の負担となります。

スマホで
便利に納付♪

Pick UP ③

マイナポイント事業が9月末まで延長

☎ 広報情報課 ☎ 20-1239

マイナポイントの取得期間が 9月末まで延長されます！

3月末までにマイナンバーカードを申請しましょう

マイナポイント 25% (上限 5,000 円分) がもらえる期間が、3月末から9月末に延長されます。
手続きの流れなど、詳しくは市民と市政令和2年9月号かホームページをご覧ください。

◇マイナポイント取得の条件

- ① 3月末までにマイナンバーカードを申請すること
 - ② 9月末までにマイナポイントを申し込み、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をする
- ※利用可能なキャッシュレス決済サービスは、マイナポイント事業ホームページでご確認ください。

◇マイナポイント予約・申し込み支援窓口を開設しています

申し込み専用の端末をご利用いただけます。支援員が端末操作などをサポートしますので、
申し込み方法に不安のある人は、ぜひご利用ください。

開設時間 9月30日(木)までの午前8時30分～午後5時15分(土・日曜、祝日を除く)

開設場所 市役所本庁舎 1階ロビー特設会場

必要なもの

- マイナンバーカード
※利用者証明用電子証明書パスワード(マイナンバーカード交付時に設定した4桁のパスワード)が必要です。
- 決済サービスIDとセキュリティコード
※マイナポイント事業ホームページで確認できます。

マイナンバー
カードの申請マイナポイント
事業

制度の詳細などについて
ご質問はこちらへ

マイナポイント総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178 (ダイヤル後、5番を選択)

新刊

Books



図書館からの お薦め新刊情報

パンデミック後の世界10の教訓

ファリード・ザカリア著 日経BPマーケティング
パンデミック後の
世界を理解するた
めの豊富なヒント、
賢明な選択を示す。
政治、経済、デジタ
ル化、不平等など、
世界の姿、生活は
どう変わるのか。

FAREED ZAKARIA
TEN パンデミック後の世界
10の教訓
LESSONS
FOR A
POST-PANDEMIC
WORLD

中高生からの防犯

武田信彦著 ペリカン社

かゆみをなくすための正しい知識

順天堂かゆみ研究センター著

毎日新聞出版

空飛ぶヘビとアメンボロボット

デイヴィッド・フー著 化学同人

気候変動から世界をまもる30の方法

国際環境NGO FoE Japan編

合同出版

大人かわいい飾り切り

はりえさちこ著 主婦の友社

安全運転寿命を延ばすレッスン

松田秀士著 小学館

くもとりの山のイノシシびょういん

かこさとし文 福音館書店

◇読み終えた本を譲ってください

高岡市に関する郷土資料や人気のある
児童書を譲ってください。図書館の資料
として活用します。

問 伏木図書館 ☎44-0073

交通事故

Traffic Accidents

令和3年 交通事故状況(市内)

区 分	件数	死者	傷者
1月末までの交通事故	23件	0人	27人
前年同期との比較	-5件	-1人	-9人

春先は交通事故が多発します

- 全席シートベルト・チャイルドシートを確実に着用しましょう。
- 夜間の外出は明るい服装で、反射材を活用しましょう。
- 道路の横断は横断歩道を渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。

Pick UP ④

新しい企画展が始まります

3月4日(木)

～11月28日(日) (予定)

高岡市 藤子・F・不二雄ふるさとギャラリー

5周年記念原画展

ゲラゲラ笑える話

第1期 3月4日(木)～5月30日(日) (予定)



©Fujiko-Pro

「笑い」をテーマにした原画展を3期に分けて開催します。藤子・F・不二雄先生の作品の中には、たくさんの「笑い」がちりばめられています。キャラクターたちのおかしな表情や、コマとコマのあいだにある微妙な「間」などは、落語が大好きだった先生ならではの、そんな先生の真骨頂のひとつであるギャグシーンの原画を、代表作「ドラえもん」を中心に、厳選して展示します。

◇5周年記念フォトスポットを新設

藤子・F・不二雄先生風にベレー帽をかぶったキャラクターたちと写真を撮りませんか。

◇カラー原画が新しく

常設展示のカラー原画8枚が入れ替わります。

時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

休館日 月曜日(祝・休日の場合は翌日)

問合先 ふるさとギャラリー ☎20-1170、文化創造課 ☎20-1255

Pick UP ⑤

申請のお忘れはありませんか

■ 新生児臨時特別定額給付金の申請は4月30日(金)まで

申請方法などは、対象の新生児あてに届いた案内や市民と市政令和2年10月号、市ホームページなどをご確認ください。

※円滑な支給のため、早めの申請にご協力をお願いします。

対 令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれ、令和3年4月1日

までに出生か転入により高岡市に住民登録された新生児

給付額 1人につき10万円(市外から転入の場合、転入前の住所地で類似の給付を受けた人は対象外)

申 4月30日(金)(郵送の場合は必着)まで、直接か郵送で、申請書と必要書類を、子ども・子育て課(〒933-8601高岡市広小路7-50)へ。

※申請書は10月以降順次、対象の新生児あてに送付しています。

問 子ども・子育て課 ☎20-1376



申請方法

■ 新型コロナに関する保険税(料) 減免の申請は3月31日(水)まで

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が一定程度減少した人などは、①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③国民年金保険料④介護保険料の減免を受けられる場合があります。条件や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

※③国民年金保険料のみ、申請期限は未定

問 保険年金課 ☎①20-1357②20-1481③20-1363、④高齢介護課 ☎20-1375